

1. 融資機関と保証

日本政策金融公庫

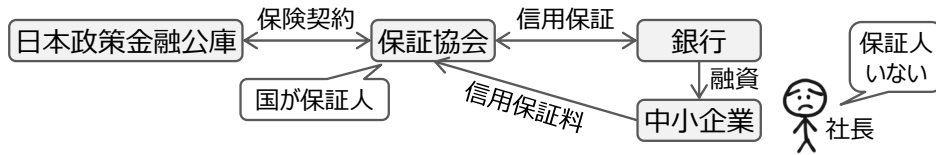
一般的な事業会社向け 公庫が直に 銀行の窓口で
全額政府の出資で、直接貸付と代理貸付がある

商工組合中央金庫

組合向け、所属資格のある団体が出資

信用補完制度

中小企業は信用力が低いので国が信用力を補完

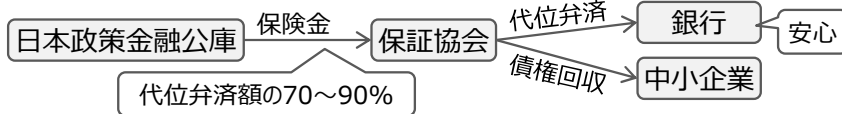


保証限度額（原則）

普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円
無担保・無保証人保証	2,000万円

小規模企業が対象
(宿泊・娯楽は20人までOK)

もしコゲついたら・・・



セーフティネット保証制度

- ✓ピンチの時は保証枠が倍
- ✓ピンチかどうかの判断は市町村長
- ✓信用補完制度の限度額と同額を別枠で保証

- 1号:連鎖倒産防止
- 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号:突発的災害(事故等)
- 4号:突発的災害(自然災害等) コロナ対応あり
- 5号:業況の悪化している業種(全国的)
- 6号:取引金融機関の破綻
- 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

予約保証制度

将来のピンチに備えて、信用保証協会の債務保証付き融資を予約する制度
保証限度額：2,000万円 保証割合：80%
予約期間：最長1年

危機関連保証制度

突発的な事象で全国的な資金繰りが短期かつ急激に低下したとき経営の安定に支障を生じている中小企業者に保証枠
✓信用補完制度の限度額と同じ枠だけ別枠で保証

ABL保証制度

棚卸資産は法人のみ

売掛債権や棚卸資産を担保に融資
(法人は代表者の保証要)
限度額：貸付2億5,000万円×80%=2億円

[参考] セーフティネット貸付制度

一時的にピンチでも中長期的には回復しそうな会社に融資

2. 税制 税制上の中小企業：資本金1億円以下

中小企業法の定義とは別

税制上の優遇

(年800万まで) 交際費の全額 } どちらかを選択して
(上限なし) 接待飲食費の半額 } 損金算入OK
年間所得800万円までの軽減税率適用



青色申告制度

正規の簿記の原則(複式)に従って申告したら特典
青色申告特別控除：55万円の控除 e-Taxの場合は65万円

賃上げ促進税制

控除額(中小企業)

雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比1.5%以上増加→給与増加額の15%を税額控除
前年度比2.5%以上増加→給与増加額の30%を税額控除



教育訓練費が前年度比5%以上増加かつ雇用者給与等支給額の0.05%以上→税額控除率を10%上乗せ
プラチナくるみん、プラチナえるぼし、えるぼし(3段階目)
いずれかの認定→税額控除額を控除率を5%上乗せ

中小企業投資促進税制

中小企業の生産性向上を図るため、一定の設備投資を行った場合に優遇(以下、2つのうちいずれか)
✓取得価額×30%の特別償却
→通常の減価償却とは別に経費の追加計上OK
✓取得価額×7%の税額控除
→対象外：資本金3,000万円超1億円以下の企業

エンジェル税制

個人投資家のリスク軽減

ベンチャー企業に投資した人の所得税を減税
損失があっても、3年間繰り越しで控除可能

対象

- ✓創業期(設立10年未満)の中小企業者
- ✓外部からの投資を1/6以上受け入れた会社
- ✓未登録・未上場の株式会社
(大企業の子会社×)

共済制度

経営セーフティ共済ともいう

	退職金共済	倒産防止共済	小規模企業共済	
概要	中小企業の従業員の退職金制度 相互共済と国の助成で運営	連鎖倒産防止と経営安定が目的 いざという時に貸付が受けられる	経営者の退職金制度	
運営主体	勤労者退職金共済機構	中小企業基盤整備機構	中小企業基盤整備機構	
対象者	従業員 退職は誤算 辞めなきゃよかった	中小企業 例外あり 5人で倒産 倒産しちゃった	経営者 小規模企業の役員・個人事業主 (宿泊・娯楽業は20人以下OK)、 従業員20人以下の企業組合、 協業組合、農事組合法人の役員	
掛金月額	5,000~30,000円 (16段階)	5,000~200,000円 (5,000円刻み)	1,000~70,000円 (500円刻み) 小規模はいいな	
税金の取り扱い	法人：損金算入 個人：必要経費	法人：損金算入 個人：必要経費	経営者個人の所得から控除	
貸付制度	対象	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上継続して事業を行っている 掛金納付月数が6か月以上 取引先が倒産（法的整理、私的整理、取引停止処分、災害による不渡り・支払い不能）して債権回収が困難 夜逃げは含まれない	契約者 事業資金などの目的で借りられる	
	上限額	貸付制度なし	回収困難額 } のうち少ない額 積立金額×10 } 上限8,000万円	納付した掛金の範囲内で 一般貸付：2,000万円 特別貸付：1,000万円
	条件		無担保、無保証人、無利子 ← 最強!	無担保、無保証人、低金利
その他	<ul style="list-style-type: none"> 従業員ごとに退職金共済契約を締結 従業員の退職時に所定の退職金が直接従業員に支払われる 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付を受けた場合貸付額の1/10が掛金総額から控除される 	<ul style="list-style-type: none"> 廃業・死亡・老齢または役員を退職した場合に支払われる 受け取り方は一括/分割/その併用 	

融資制度

※新創業融資制度は廃止

	マル経融資制度	新規開業資金	女性・若者/シニア 起業家支援 資金制度	事業承継・集約・ 活性化支援資金	社会環境対応施設 整備資金融資 制度(BCP融資)
融資の条件	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業（宿泊・娯楽業は20人以下OK） 同じ地区内で1年以上事業を行っている 経営指導を6か月以上受けている 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに事業を始める方 事業開始後おおむね7年以内の方 	新規開業して7年以内の <ul style="list-style-type: none"> 女性 男性のうち <ul style="list-style-type: none"> ✓35歳未満の若者 ✓55歳以上のシニア おじさん以外 ←40歳男性	<ul style="list-style-type: none"> 現経営者が後継者とともに事業承継計画を策定 事業承継を契機に、新たに第二創業などを行う 中小企業経営承継円滑化法の認定を受ける など 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等経営強化法の規定に基づく、中小企業者 事業継続力強化計画などの認定を受けている 自ら策定したBCPに基づいて防災施設等の整備を行っている
対象資金	運転資金と設備資金	運転資金と設備資金	運転資金と設備資金	事業承継に関連した 運転資金と設備資金	運転資金と設備資金
貸付限度額	2,000万円	7,200万円 うち運転資金 4,800万円	7億2,000万円	7億2,000万円	7億2,000万円 うち運転資金 2億5,000万円
貸付期間	運転資金 7年以内 (据置期間1年) 設備資金 10年以内 (据置期間2年)	運転資金 10年以内 (据置期間5年) 設備資金 20年以内 (据置期間5年)	運転資金 7年以内 (据置期間2年) 設備資金 20年以内 (据置期間2年) 何〜		
貸付条件	内需にマル経 無担保・無保証人 低金利	特別利率 ※特定の条件を満たした場合	特別利率 (2億7,000万円まで)	特別利率 ※条件によって異なる	特別利率 (一定額まで) 4億円までは特別利率 4億円超は基準利率
貸す人	日本政策金融公庫				

中小企業等を対象とした主な補助金（2023年11月時点）

	概要	補助金	備考
ものづくり補助金 ものづくり・商業・サービス 生産性向上 促進補助金	中小企業・小規模事業者等 が取り組む革新的サービスの 開発・試作品開発・生産プロ セスの改善を行うための 設備投資等を支援 また、業況の厳しい事業者や、 デジタル・グリーン分野で生産 性向上に取り組む事業者を 積極的に支援	省力化（オーダーメイド）枠	3～5年の事業計画で、 ・付加価値額+3%以上/年 ・給与支給総額+1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥地域別最低賃金+30円以上 を満たすもの
		製品・サービス高付加価値化枠 通常類型 成長分野進出類型（DX・GX）	
		グローバル枠	
IT導入補助金 サービス等 生産性向上 IT導入支援 事業	生産性向上のため、 業務効率化や売上向上に 資するITツール（パッケージソ フト、クラウドサービス等）の 導入を支援	通常枠 補助率：1/2 上限額：150～450万円	ソフトウェア費、導入関連費が対象 A類型とB類型がある
		セキュリティ対策推進枠 補助率：1/2 上限額：100万円	補助対象を「サイバーセキュリティお 助け隊サービス」に特化
		デジタル化基盤導入枠 （デジタル化基盤導入類型） 補助率：2/3～3/4 上限額：350万円	ソフトウェア費、導入関連費に加え PC・タブレット等のハードウェア費等 が対象
小規模事業者 持続化補助金	地域の雇用や産業を支える小 規模事業者等の生産性向上 と持続的発展を図ることが目的 持続的な経営に向けた経営計 画に基づく、地道な販路開拓 等の取組や、その取組と併せて 行う業務効率化の取組を支援	通常枠 *3 補助率：2/3 上限額：50万円	小規模事業者が対象 商工会・商工会議所の支援を受け ながら取り組む事業が対象
		賃金引上げ枠、卒業枠、 後継者支援枠、創業枠 *3 補助率：2/3 上限額：200万円	*3 インボイス発行事業者へ 登録する事業者を対象に 上限額+50万円引き上げ
事業承継・ 引継ぎ補助金	事業再編、事業統合を含む 事業承継を契機として経営 革新等を行う事業者を補助 事業承継、事業再編・事業統 合を促進し、我が国経済の活 性化を図ることが目的	経営革新 創業支援型（Ⅰ型）、経営者交代型（Ⅱ型）、 M&A型（Ⅲ型）	事業再構築や、設備投資、販路 開拓への挑戦にかかる費用が対象
		専門家活用 買い手支援型（Ⅰ型）、売り手支援型（Ⅱ 型）	補助事業期間内に支払ったM&A 専門家の費用等が対象
		廃業・再チャレンジ 併用申請、再チャレンジ申請	併用申請：経営革新/専門家活 用とあわせて申請 再チャレンジ申請：単独で申請
事業再構築 補助金	ポストコロナ・ウィズコロナの時代 の経済社会の変化に対応する ため、中小企業等の思い切っ た事業再構築を支援することで、 日本経済の構造転換を促す	成長分野進出枠 通常類型 GX進出類型	申請要件 ・事業再構築に取り組む ・金融機関等（銀行、信金、フ ンド等）や認定経営革新等支 援機関と事業計画を策定する ・補助事業終了後3～5年で 付加価値額を年平均成長3.0% ～5.0%*4 以上増加させること または従業員一人当たり付加価 値額を年平均成長率3.0%～ 5.0%*4 以上増加させること。 *4 事業類型により異なる
		コロナ回復加速化枠 通常類型 最低賃金類型	